

テーマ2 審査庁説明に係る説明要旨、処分庁陳述に係る陳述要旨の提出について

本会の調査審議における審査庁説明、処分庁陳述においては、より一層の調査審議の充実を図る目的で、事前に説明要旨及び陳述要旨の提出を求めるようにすることについて、いかがか？

・本会では、行審法第81条第3項において準用する第74条の規定に基づき、調査審議の回次において処分庁に口頭で陳述を求め、審査庁に口頭で説明を求め、部会の場において処分庁、審査庁の担当者（課長級）が直接口頭で説明等を行い、その後委員との質疑応答を実施する方法を採用することがある（なお、総務部会においては、処分類型の種類の多いことから、処分の内容や関係する制度の把握をする目的で、ほぼ全件の事件で実施している）。

・この方法によるところ、案件によっては説明のみでも長時間になる場合があり、委員より長時間の口頭の説明等だけでは、説明等の内容を全て把握できないのではないかという指摘を受けているところである。

・そこで、審査庁の説明及び処分庁の陳述の内容については事前に委員も把握できるようにし、その上で、口頭による説明等を最小限にしたうえで、部会の場における質疑応答により多くの時間を割り振ることで調査審議の充実を図る目的で、審査庁の説明及び処分庁の陳述においては、事前に説明要旨及び陳述要旨の提出を求める仕組みとすることについて、ご意見を賜りたい。

テーマ１、テーマ２に係るご意見の一部

井上委員（総務第１部会） 海道委員（総務第２部会）

	井上委員	海道委員
テーマ１	・行政不服審査の制度上、限られた範囲で審査会は審査をしているのであれば、審査庁の判断に対するチェックというものになっていくのではないのか。 ・審査会の審査能力からみても、審査会で一から処分等の妥当性について審査をするというのは効率的であるといえるのか。	・審査会の位置づけから考えると、審査会としては、請求全般からみるという方法があるのではないか。 ・審査庁（または審理員）の争点整理に不十分な点があるのであれば、審査会として請求全般から見ていかざるを得ないのではないか。
テーマ２	・審査庁説明・処分庁陳述でも、単に長時間口頭で説明をしているだけでは、調査審議の充実という意味では、当初の目的を達成していないのではないか。 ・事前の説明要旨や陳述要旨も効果的な部分もあるとは思いますが、特に事実関係や争点が複雑な事案においては、事前の争点整理が重要であり、争点整理において審査会としてどのように考えていくかの方が重要ではないか	・単に長時間になる場合は効率的ではないという指摘は確かにそうである。 ・このような仕組みを採用する方法もあると思われる。 ・審理員審理や審査庁が整理してきた争点が前提となることは当然であるが、実質的に審査会審議において、争点の整理が図られる仕組みも必要ではないか。

参照条文の抜粋

行政不服審査法

第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

大阪市行政不服審査法施行条例

(審査会の会長)

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の部会)

第9条 審査会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、法第81条第1項に規定する事項を処理させることができる。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第10条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査審議手続の非公開)

第12条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

大阪市行政不服審査会運営要領

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第24条の2 会長が必要と認めるときは、審査会の会議をウェブ会議の方法(インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。)により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審査会の委員は、会長の承認を得て、ウェブ会議の方法で審査会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって審査会の会議に出席したものとみなすものとする。

3 ウェブ会議の方法で会議を行うにあたっては、会長は、審議開始前に、ウェブ会議の方法により参加する全委員について本人確認と委員の間で相互に映像及び音声の送受信ができているか確認するものとする。

4 前3項の規定は、部会の会議の開催において準用し、これらの規定中「審査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読替えるものとする。